

産 5 目次 大規模小売店舗の廃止の届出

〔 〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。  
令和四年十月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 協同組合落合ショッピングセンター  
住所 真庭市落合垂水六二八番地  
代表者の氏名 代表理事 大武 敏昭  
名称 バイナル株式会社  
住所 高梁市落合町阿部一六九七番地一  
代表者の氏名 代表取締役 水内 照悟
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 協同組合落合ショッピングセンター  
所在地 真庭市落合垂水六二八番地
- 三 廃止年月日  
令和四年八月三十一日
- 四 届出年月日  
令和四年九月二十八日